

平成 26 年度事業方針

1. 事業の基本的な考え方

第 2 期の「教育振興基本計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)等、国の青少年教育行政に関する基本方針及び第 2 期中期目標・中期計画を踏まえて、平成 26 年度年度計画を着実に推進する。その際、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」(平成 20 年 9 月)、「機構活性化プラン」(平成 22 年 1 月提示)及び「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」(平成 25 年 1 月 21 日中央教育審議会)の趣旨に十分留意する。

特に、機構の担う業務運営全体を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進する。

2. 教育事業の質の充実と普及

教育事業については、国立施設としての役割、効率的な予算の執行、各施設における事業バランスなどを考慮して、精選して実施する。

(1) 看板事業、モデル事業及び特別事業の実施

① 看板事業の実施

看板事業は、施設の立地条件、実績、活動プログラム及び地域のニーズを活かし、当該施設が全国に誇れる教育事業とする。

原則として、1 施設 1 事業(複数回開催のシリーズものを含む。)とし、中長期的な視点で実施する事業とし、頻繁な看板の架け替えは避けること。

② モデル事業の実施

ア モデル事業は、青少年の今日的な課題や体験活動の推進に資する先導的かつモデル的なプログラム開発事業とし、公立の青少年教育施設等への普及を前提に、厳選・特化して実施すること。

原則として、1 施設 1～3 事業程度とし、3 年程度を 1 サイクルとして計画的に実施する。また、各年度の成果や課題を 1 サイクル終了時に取りまとめて事業報告書を作成し、開発したプログラム及び運営手法等の普及に努めること。

イ モデル事業の具体的なテーマとしては、小 1 プロブレム、中 1 ギャップ等発達段階に応じた課題、児童養護施設の児童生徒や不登校児童生徒等青少年が抱える課題、若い親の子育てに係る課題等があり、当該地域の実情に応じ、企画段階から関係機関・団体等との密接な連携・協力のもと、検討委員会等を開催して実施することが望ましい。

また、成果の把握に関しては、従来からの満足度アンケートや IKR 調査だけでなく、参加者の感想・行動など個人の変容を把握する。さらに、事業終了直後の変容に加え、一定期間を置き学校や保護者、関係団体関係者から子どもたちの変容の持続の状況などを把握するため、聞き取り又はアンケートを実施するなど工夫する。

ウ なお、機構本部(以下、「本部」という。)は、モデル事業に関し、得られた成果や課題について、発表の機会を設け、機構内での情報共有に努める。

③ 特別事業の実施

特別事業として、特定部門と自由部門の2部門を設定する。特定部門は、本部があらかじめテーマを設定する。自由部門は、複数施設が共通のテーマを設定し、調査研究の視点も加味して実施する。特別事業に要する事業費は別途、本部で予算措置することとし、原則として、2、3年間程度の事業継続を前提に、単年度での事業採択とする。

本部は実施施設と連携して、得られた成果や課題に関する事業報告書を学校や地元自治体、さらには全国の青少年教育施設等に広く提供することに努める。

(2) 青少年教育指導者等の養成・研修事業の実施

青少年のための様々な体験活動を推進する青少年教育指導者等を対象とする養成・研修事業を実施する。

① 自然体験活動指導者養成事業(NEAL養成事業)

平成25年度に3施設で実施した試行事業の成果と課題を踏まえ、その基礎的資格である自然体験活動指導者(リーダー)の養成事業を3施設、自然体験活動上級指導者(インストラクター)の養成試行事業を東日本及び西日本の2施設で実施する。

② ボランティア養成事業

教育事業や研修支援事業等の運営協力・指導補助などを担うボランティア人材を育成し、青少年教育におけるボランティア活動を一層推進するため、「ボランティア養成共通カリキュラム」に準拠した養成事業を全施設で実施する。

③ 教員免許状更新講習

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、自然体験や集団宿泊活動等に必要な知識・技術の向上を図るため、更新講習を全施設で実施する。なお、大学等の教育機関と連携して実施しても構わない。

(3) 青少年の国際交流の推進

青少年の国際的視野を醸成し、次世代リーダーを養成するため、関係機関・団体と連携して外国との相互交流や留学生との交流などの国際交流事業を積極的に実施する。

(4) 体験活動や基本的生活習慣等の重要性に関する普及啓発

子どもたちの体力をはじめ、学力や規範意識の低下、中・高生の読書離れが進んでいる傾向が指摘されている中、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた成長にとって、様々な体験活動や基本的生活習慣の重要性を普及するため、保護者や学校、さらには広く社会に対して効果的な事業や取組みを発信する。その際、「子どもゆめ基金体験の風リレーションシップ事業」も活用しながら、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。

なお、体験の風をおこそう推進月間(10月)及び統一イベントデー(10月25日)には、各施設において地域や関係機関等と十分に連携し、多様な事業等の展開に努める。

3. 研修支援の充実と利用拡大

(1) 利用者数及び稼働率 50%以上の確保

「稼働率向上(利用者増加)のための方策」(平成 20 年 12 月)を踏まえ、各施設が策定する「平成 26 年度稼働数向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画」の計画的な実施に努めることにより、機構年間総利用者数 500 万人の維持及び全施設宿泊室稼働率 50%以上を目指す。

また、季節毎の利用状況に即し、学校、青少年団体、地元関係者等に対する広報などの利用促進策について常に見直しを行う。

(2) 教育機能の充実

① 集団宿泊による基本的な生活習慣の徹底

青少年をはじめとする施設利用者に対して、日常の生活では体験することができない非日常的な活動を通して、魅力ある感動体験を提供することを、全職員に共通した施設全体の目標とする。具体には、基本的な生活習慣の確立や、交流、協力、奉仕、お手伝い、読書、外遊び等につながる様々な活動、「朝夕のつどい」といった「標準生活時間」による規則正しい生活、加えて「あいさつの励行」と「清掃の徹底」、さらに集団宿泊体験を通じた「規律ある行動」等の教育的意義の理解を図りつつ、団体責任者や各利用者への指導を徹底する。

② 学習指導要領に対応した活動プログラムの実施

学校の実施する活動に関しては、新しい学習指導要領において「体験」の重要性が指摘され、特に小学校では自然体験活動や集団宿泊体験、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動を積極的に実施することが明示されていることに十分に留意する。また、特別活動や総合的な学習の時間に限らず、各教科に体験的な学習を取り入れる際には、教育課程へ適切に位置づけられるよう、学校の利用目的を的確に把握し、各活動と指導要領の関連を具体的に提示する。

(3) 安心安全な教育環境の整備

清潔な生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、教材教具・活動備品、活動場所等の日常的な点検・改善整備等を通じて、安心安全な活動環境を確保する。

また、安全管理マニュアル等の点検、見直しを常時行い、マニュアルに則した日常業務を行う。